

# 解決できません多重債務トラブル

100万人を超える  
「多重債務者」

複数の貸金業者(消費者金融など)やクレジット業者、ヤミ金などからの借金を返済できずに困っている人を指す「多重債務者」。返済のための借金を繰り返し、返済できずに泥沼にはまり込んでしまう「こうした」多重債務者は、長引く不況や経済構造の変化により年々増加し、昨年4月には200万人を超えました。

返しても返しても増え続ける借金や連日に及ぶ厳しい取り立ては、債務者の人生を破滅させ、時には死をも選ばせます。

平成19年4月、国・自治体・関係団体では、多重債務トラブルへの対策として「多重債務問題改善プログラム」を策定。①相談窓口の整備・強化②顔の見えるセーフティネット貸し付けの提供(生活資金の貸し付けなど)③学校での金融経済教育の強化④ヤミ金撲滅に向けた取り締まりの強化、の4つを軸として、多重債務トラブルの解決に向け積極的に取り組んできました。しかしまだ100万人を超える多重債務に苦しんでいる人がいることから、さらなる対応に力を入れています。

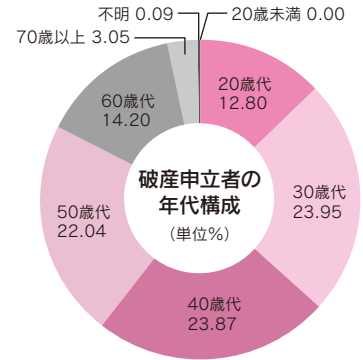
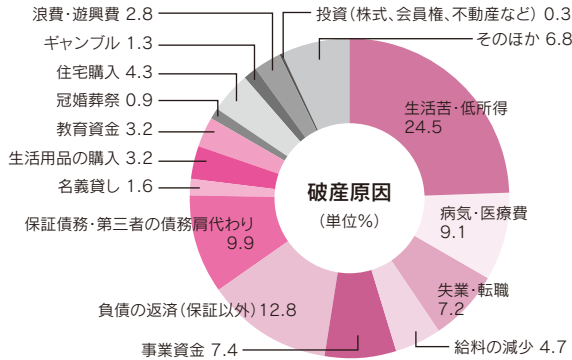
このままでは  
借金を返済できない……

誰にも知られずに  
何とかしたい……



## 自己破産の原因と年代

資料：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会  
[2005年破産事件記録調査]



### 陥らないために

「まずは「予防」から

毎月収入の範囲内での生活を心掛ける必要があります。

### その1 お金の収支のチェック

お金の使い方を定期的に記録・チェックすることで、家計管理をしつかりとし、必要な生活改善をしましょう。

日々の暮らしに必要なお金、いざというときのための備えのお金、教育や老後のための資金などを把握し、生活設計することが大切です。

### その2 クレジットカードの管理

自分なりの利用限度額を設定しましょう。利用控えと明細書を照合する、不要なカードは整理する、キャッシングはしない、なども大切です。

### その3 安易に保証人にならない

自己破産者の10人に1人は保証人になったため、という統計もあります。保証人を頼んでくる場合、既に多額の借金を抱えていることが多いと思われるので、公的窓口への相談を勧めましょう。

### その4 借金の肩代わりをしない

特に親子・兄弟の場合、肩代わりすることで、かえって状態を悪化させることもあります。本人に

自覚を促す意味でも公的窓口への相談を勧めましょう。

### 必ず解決できる

「専門家との連携による解決

「借金返済のために借金する悪循環」により金額が雪だるま式に増え、多重債務に陥るといわれています。いわゆる自転車操業になる前に早めの相談が大切。病気と同じで早期発見・早期治療がポイントです。

### まずは身近な相談窓口へ

市役所では市民生活相談、法律相談、消費生活相談のほか生活保護相談、税務相談などを行っています。まずは気軽に話せる窓口にご相談しましょう。

「ヤミ金」から借りている場合でも、まずは相談です。

### 債務整理の方法

利息制限法による利息の引き直し計算をした上で、整理の方法を選択します。主なものは、  
①特定調停：簡易裁判所の仲介で調整をしながら、分割払いの方法を決める制度。自分でも申し立てが可能なので、手続費用は安く済みます

②個人再生：借金の一部を3～5年間の分割で支払い、残りは免除してもらおう制度。一般的に弁

護士・司法書士に依頼して地方裁判所に申し立てます

③自己破産：地方裁判所を通じて、借金の返済を免れる制度。自分での申請も可能ですが、日用品を除く財産が処分されるので、事前に専門家にアドバイザーを受けた方がよいでしょう

④任意整理：法律専門家が介入して業者と交渉し、分割払いの方法をまとめること。専門家への報酬費用などが必要になります

①・②・③の申し立て方法については、千葉地方裁判所佐倉支部・佐倉簡易裁判所(☎043・484・1215・平日8時45分～午後5時)にお問い合わせください。

### そのほかの相談窓口

相談には、あらかじめ電話での予約が必要です。くわしくは各団体にお問い合わせください。

○法テラス千葉(☎050・3383・5381・平日午前9時～午後5時)

○千葉県弁護士会(☎043・227・8581・平日午前10時～11時30分、午後1時30分～4時)

○千葉県司法書士会(☎043・204・8333・平日午前9時～午後5時・土曜日午前10時～正午、午後1時～3時)  
※くわしくは消費生活センター(☎23・1161)へ。

8月1日からスタート

## 「24時間・365日体制の相談窓口」

県では、多重債務で困っている人を対象とした24時間・365日体制の相談窓口を開設しました。

相談内容に応じて、法律専門家または生活支援、精神的ケアを行うことのできる専門機関を紹介します。

### 電話相談(予約不要)

☎043-247-0441(24時間・365日対応)

### 面接相談(予約制・予約は電話相談で)

日時＝毎週土・日曜日 午前9時～午後5時

会場＝県労働者福祉センター(千葉市中央区千葉港4-4)

※くわしくは千葉県県民生活課(☎043-223-2292)へ。